

2. 学会発表
なし

G. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 学会発表
なし
3. その他
なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「社会保障と労働市場政策：格差社会のセーフティネットの構造」

各論

「貧困対策としての労働市場政策」

川口大司 一橋大学経済学研究科

研究要旨

わが国における貧困が脚光を浴びるにつれて、貧困対策としての労働市場政策への期待が高まりつつある。この報告では貧困対策としてしばしば議論される最低賃金の引き上げが貧困対策として有効なものとなりうるかについて既存の研究から得られる知見を用いながら検討する。また、還付つき勤労所得税額控除(Earned Income Tax Credit)の日本への適用可能性について検討する。

A. 研究目的

この報告では貧困対策としてしばしば議論される最低賃金の引き上げが貧困対策として有効なものとなりうるかについて既存の研究から得られる知見を用いながら検討する。また、還付つき勤労所得税額控除(Earned Income Tax Credit)の日本への適用可能性について検討する。

B. 研究方法

最低賃金の貧困対策としての有効性については、国内でもすでにいくつかの研究が行われているがそれらの研究を有機的にサーベイすることを通じて得られている知識を政策策定過程において用いることができるような形の情報としてまとめる。また、還付つき勤労所得税額控除について主に諸外国の制度ならびにその政策評価の結果をサーベイし、日本における適用の可能性に

ついて議論する。

(倫理面への配慮)

倫理面への配慮を要するデータは、本研究に際しては用いていない。

C. 研究結果

最低賃金が賃金分布に与えた影響を評価した論文として Kambayashi, Kawaguchi and Yamada (2009)があるが、これは1994年から2003年の賃金構造基本統計調査を用いて、デフレ下における最低賃金の役割を賃金分布に与える影響を調べることで明らかにしようとしている。その結果は最低賃金が賃金格差の縮小に影響を与えたことを明らかにしている。その一方で Kawaguchi and Mori (2009)ならびに川口・森 (2009) は最低賃金労働者が必ずしも貧困世帯に所属しているとは限らないこ

と、最低賃金の引き上げが低技能労働者の雇用を奪う可能性があることを 1982 年から 2002 年にかけての就業構造基本調査を用いることによって明らかにしている。

D. 考察

最低賃金制度には賃金格差を縮小させる効果があるものの、それは必ずしも有効な貧困対策としては機能しない可能性が示唆されている。

E. 結論

より有効な貧困対策として還付つき勤労所得税額控除の導入などを真剣に考察する必要があるかもしれない。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

Daiji Kawaguchi and Yuko Mori
(2009) "Is Minimum Wage an Effective Anti-Poverty Policy in Japan?"
Pacific Economic Review, Vol. 14, No. 4, pp. 532-554.

川口大司・森悠子「最低賃金労働者の属性と最低賃金引き上げの雇用への影響」『日本労働研究雑誌』593号（2009年12月号）41-54頁

2. 学会発表

2009年6月に京都で開催された日本経済学会春季大会において
Kambayashi, Kawaguchi and Ya-

mada (2009)と Daiji Kawaguchi and Yuko Mori (2009)をそれぞれ共著者が発表。

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 学会発表
なし
3. その他
なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「社会保障と労働市場政策：格差社会のセーフティネットの構造」

各論

「労働市場のデータを用いた Value of a Statistical Life の推計」

分担研究者 宮里尚三 日本大学経済学部

研究要旨

生命に関するリスク軽減に対するの便益分析に Value of a Statistical Life (VSL) と呼ばれるものがある。費用便益分析には、リスクを軽減するための費用とリスク軽減から得られる便益の情報が必要になるが、VSL は生命に関するリスク軽減の便益を分析するものである。平成 20 年度は『就業構造基本調査』や『労働災害動向調査』のデータを用いて、VSL の推計を行ったが、平成 21 年度はその推計をより精緻に行うとともに、推計された VSL の値を利用して、具体的な政策評価について考察した。本研究で推計された VSL の値を用いるとおおまかではあるが、余命 1 年の価値が 2050 万円から 5350 万円となった。ここで例えばダイオキシン対策の費用と比べてみると、先行研究では緊急のダイオキシン規制は余命 1 年延長費用が 790 万円であるのに対し、恒久対策でのダイオキシン規制は費用が 1 億 5000 万円となっている。余命 1 年の価値を 5350 万円と設定しても費用便益分析の観点からは恒久対策でのダイオキシン規制は正当化されないことになる。一方、緊急対策でのダイオキシン規制は正当化されることになる。

A. 研究目的

生命に関するリスク軽減に対するの便益分析に Value of a Statistical Life (VSL) と呼ばれるものがある。費用便益分析には、リスクを軽減するための費用とリスク軽減から得られる便益の情報が必要になるが、VSL は生命に関するリスク軽減の便益を分析するものである。平成 20 年度は『就業構造基本調査』や『労働災害動向調査』のデータを用いて、VSL の推計を行ったが、平成 21 年度はその推計をより精緻に行うとともに、推計された VSL の値を利用して、具体的な政策評価について考察する。

B. 研究方法

まず、VSL の推計にはオーソドックスな方法であるヘドニック賃金法を用いる。推計された VSL の値から余命 1 年の価値を求め、それと余命 1 年延長費用と比較することで費用便益分析を行い、具体的な政策評価について考察する。

(倫理面への配慮)

倫理面への配慮を要するデータは、本研究に際しては用いていない。

C. 研究結果

推計結果を簡単にまとめると、事業規模 100 人以上のデータを用いると仕事の死亡リスクは賃金に対し統計的に有意に正の影響を持ち、正の賃金プレミアムが確認された。一方、従業員規模 30 人～99 人のデータを用いると仕事の死亡リスクと賃金に明確な相関を確認することができなかった。従業員規模 100 人以上の推計結果をもとに VSL を求めると 8.2 億円から 21.4 億円という結果になった。また、本研究で推計された VSL の値を用いるとおおまかではあるが、余命 1 年の価値が 2,050 万円から 5,350 万円となった。

D. 考察

推計された VSL の値を利用して、具体的な政策評価について考察した。先ほど述べたように余命 1 年の価値が 2,050 万円から 5,350 万円と推計された。一方、例えばダイオキシン対策の費用と比べてみると、先行研究では緊急のダイオキシン規制は余命 1 年延長費用が 790 万円であるのに対し、恒久対策でのダイオキシン規制は費用が 1 億 5,000 万円となっている。余命 1 年の価値を 5,350 万円と設定しても費用便益分析の観点からは恒久対策でのダイオキシン規制は正当化されないことになる。一方、緊急対策でのダイオキシン規制は正当化されることになる。

E. 結論

事業規模 100 人以上のデータを用いると仕事の死亡リスクは賃金に対し統計的に有意に正の影響を持ち、正の賃金プレミアムが確認された。VSL を求めると 8.2 億円から 21.4 億円となった。また、本研究で推計

された VSL の値を用いるとおおまかではあるが、余命 1 年の価値が 2,050 万円から 5,350 万円となった。

ダイオキシン規制を例に具体的な政策評価を行ってみると、費用便益分析の観点からは恒久対策でのダイオキシン規制は正当化されないことになるが、緊急対策でのダイオキシン規制は正当化されることになった。このように VSL の値に基づいた余命 1 年の価値と余命 1 年延長の費用を比較することで、健康や安全に対する政策の評価を比較的容易に行うことができる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 学会発表

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「社会保障と労働市場政策：格差社会のセーフティネットの構造」

各論

「養護学校（特別支援学校）の保護者へのアンケート調査」

分担研究者 両角良子 富山大学経済学部・大学院経済学研究科

研究要旨

某県内の養護学校（特別支援学校）の児童・生徒の保護者を対象とするアンケート調査の準備を行った。このアンケート調査の目的は、障害をもつ児童・生徒やその家族が直面する社会的障壁（就労の場での合理的配慮の不備や障害者関係の制度利用の難しさなど）と世帯・個人属性を個票レベルのデータで把握することである。そして、それらの社会的障壁が児童・生徒やその家族の社会生活に与える影響を計量分析によって明確にすることである。

準備作業として、調査票の内容の検討と協力体制の整備を行った。調査票の内容の検討として、まず、学術創成研究費（両角は研究分担者）「総合社会科学としての社会・経済における障害の研究」で実施中の成人を対象とするアンケート調査の調査票を参照し、保護者へのアンケート調査で活かせる調査項目の洗い出し作業を行った。次に、保護者に聞き取り調査を行い、既存の制度の利用のしにくさや、それによって被る日常生活での不利益、世帯の経済状態・貧困状態などを調査した。協力体制の整備では、保護者に調査票を配布するためのロジスティックスを検討した。調査票の配付作業を養護学校（特別支援学校）に依頼するという方法を考えており、現在、県内の養護学校（特別支援学校）との間で、配付作業についての協力体制の整備を行っている。

A. 研究目的

本研究の目的は、障害をもつ児童・生徒やその家族が直面する社会的障壁（就労の場での合理的配慮の不備や障害者関係の制度を利用する際の難しさなど）と世帯・個人属性を個票レベルのデータで把握し、それらの社会的障壁が児童・生徒やその家族の社会生活に与える影響を計量分析によって明確にすることである。

障害をもつ児童・生徒とその家族に着目

することは、障害者福祉施策を考える上で、極めて重要である。養護学校（特別支援学校）に在学中の生活形態は、卒業後の生活形態にも大きな影響を与えるからである。直面する社会的障壁として、具体的にどのようなものがあるのか。それをクリアするために、どのように対応しているのか。クリアできない場合、どのような不利益が生じているのか。これらの疑問点は、在学中と卒業後で共通するものであり、特に在学

中の状況を把握することは、その後の各自の人生設計や障害者福祉施策のあり方を議論する上で重要となる。

B. 研究方法

調査対象者を、養護学校（特別支援学校）の保護者とする。保護者の場合、児童・生徒本人の情報と、家族に関する情報の両方を把握しているためである。

アンケート調査の実施にあたっては、養護学校（特別支援学校）の協力を得る必要がある。そのため、現在、調査票の配付作業について、養護学校（特別支援学校）に協力をお願いしている段階である。

最終的に、協力体制が構築できた場合には、某県内のすべての養護学校（特別支援学校）に在籍するすべての児童・生徒の保護者に、学校経由で調査票を配付する。調査対象者の人数は約 1000 人である。回答後は郵送形式で調査票を返信してもらい、入力作業後、計量分析を行う。

調査票を作成するため、調査項目を検討した。まず、学術創成研究費（両角は研究分担者）「総合社会科学としての社会・経済における障害の研究」で実施中の成人を対象とするアンケート調査の調査票を参照し、保護者へのアンケート調査で活かせる調査項目の洗い出し作業を行った。次に、保護者に聞き取り調査を行い、既存の制度の利用のしにくさや、それによって被る日常生活での不利益、世帯の経済状態・貧困状態などを調べた。これらの検討作業を反映させた調査票を実際の調査で使用する。

（倫理面への配慮）

本研究は、「社会的弱者」に対するアンケ

ート調査に該当するため、富山大学倫理委員会で倫理審査を受けた。本研究は現時点で承認済みである。

C. 研究結果

保護者に対する聞き取り調査より、アンケート調査とその後の計量分析から、大きく以下の点が把握可能であると予想される。

- (1)日常生活での障害福祉サービス・医療サービスの利用状況と利用を妨げる要因。利用していないことで生じる不利益。
- (2)障害者手帳の取得状況と取得を妨げる要因。取得していないことで生じる不利益。
- (3)特別児童扶養手当の世帯所得における位置づけ。児童・生徒のための消費に配分される比率と比率を決める要因。
- (4)貧困状況。流動性制約の有無。

D. 考察

聞き取り調査から、世帯が抱えるいくつかの問題点が浮き彫りとなった。

第一に、貧困状態にある世帯はかなり多いという点である。子どもの障害が原因で保護者が離婚して母子家庭となるケース、子どもの世話に時間を投入するため、母親が仕事をやめざるを得なかったケース、親も障害を持っていて、もともと稼働能力が低いケースなどが考えられる。

第二に、どこの誰にどのような支援を頼めばよいのかわからない保護者が多いという点である。障害をもつ児童・生徒の世話のために、日々の生活に追われて、本来であれば利用できるはずの制度にうまくアクセスできないでいる可能性がある。保護者自身もまた知的障害や精神障害である場合には、さらに支援へのアクセスが難しくな

る。そのため、制度・支援自体が整備不十分であるほかに、制度・支援へのアクセスの難しさも、障害者福祉施策を考える上での課題となるだろう。

E. 結論

聞き取り調査から、大きく二つの結論を得ることができた。

第一に、学校では各世帯の貧困状態や保護者の健康状態（心身両方）を把握することができないが、多くの世帯で、いずれかまたは両方の問題を抱えている可能性が高い。

第二に、障害をもつ子どもの世話で日々の生活に追われるあまり、効率的な制度・サービスの利用や、子どもの卒業後の人生設計にまで、意識が回らない保護者が多い。

これら二点は、子どもの在学中と卒業後の生活に甚大な影響を与えるだろう。そのため、このような状態にある世帯への支援体制の整備が必要であると考えられる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

両角良子(2009), "Smoking Behavior and the Residential Characteristics: An Analysis Based on the Compound Poisson Model," 7th World Congress, International Health Economic Association, Beijing International Convention Center, 2009年7月14日.

両角良子 (2009), "The Employment Rate of the Graduates from High Schools for the Physically Disabled, Intellectually Disabled, and Seriously Diseased," Far East and South Asia Meeting of the Econometric Society, Faculty of Economics, University of Tokyo, 2009年8月5日.

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 学会発表

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「社会保障と労働市場政策：格差社会のセイフティネットの構造」

各論

「人生前半の社会保障と公的教育支出の在り方についての実証研究」

分担研究者 妹尾渉 平成国際大学

研究要旨

日本においては、今後、高い経済成長は見込めない。したがって、若年層向けの公的教育支出と高齢層向け社会保障支出は、常にトレードオフの関係にあると考えられる。本研究の目的は、この財政的な制約もとで、世代間再分配の最適水準を実証分析を通して探ることである。

諸外国の先行研究と同様に、日本の実証研究においても、少子高齢化が義務教育段階の公的教育費の減少をもたらしている可能性が示された。しかしながら、これらの実証研究にもちいた市町村データには、サンプルバイアスが生じている可能性もあるため、市町村データの拡張および、さらなる追試が必要であろう。また、義務教育段階以外での学校教育支出の傾向や若年者向け社会保障支出の傾向ともあわせた包括的な実証研究が待たれる。

A. 研究目的

日本においては、将来の高い経済成長は期待できない。よって、政府歳入の拡大の見込めないもとで、若年層向けの公的教育支出と高齢層向け社会保障支出は、常にトレードオフの関係にあると考えられる。本研究の目的は、この財政的な制約もとで、世代間再分配の最適水準を実証分析を通して探ることである。

可能性がある。一方で、高齢者が長期的視野に立って投票行動を行なっているのであれば、将来の担税者に対する人的資本投資はそれほど抑制されないであろう。

そこで、先進国共通の事象である少子高齢化が若年層および高齢者向け社会保障支出（公的教育費も含む）にどのような影響を及ぼしているか、平成 20 年度は、諸外国のデータを用いた先行研究のサーベイを行なったことから、平成 21 年度は国内の先行研究のサーベイを行った。

B. 研究方法

少子高齢化という人口構造の転換は、高齢者の投票行動を通して、おもに若年層を対象とする公的な人的資本投資を抑制する

（倫理面への配慮）

倫理面への配慮を要するデータは、本研

究に際しては用いていない。

C. 研究結果

諸外国での先行研究と同様に、国内の先行研究（井上・大重・中上（2007）、大竹・佐野（2010））においても、少子高齢化は、義務教育段階における一人当たり公的教育費の減少をもたらす傾向にあることが示された。前者によれば、地域の高齢化比率が1%上昇すると、子ども一人当たり教育費が2.2～2.5%程度押し下げられる。また、後者においても、同様に高齢化比率の1%の上昇は0.7%程度の押し下げ効果を持つことが明らかにされている。また、これは、1990年代に急速に高齢化が進んで以降に顕著な傾向であることがわかった。

D. 考察

井上・大重・中上（2007）では、合併の行われなかった市町村データ（623都市）のみを用いているため、財政的な要因を抱える市町村が推計サンプルから落ちている可能性が指摘される。同様に、大竹・佐野（2010）においても、東京、埼玉、長野の一部の市町村データのみを利用した推計である。したがって、今後も市町村データの拡充を行い、これらの先行研究の追試を行う必要がある。

E. 結論

日本においても、少子高齢化が、義務教育段階での公的教育費の減少をもたらしている可能が明らかになった。しかしながら、今後は、義務教育段階のみならず、就学前教育、中等教育、高等教育といった各教育段階における地域の公的教育支出について

も包括的に扱わねばならないであろう。近年、公立大学における看護系学部に教育支出が重点的に配分される傾向にある。これは、人口構造の転換の中で、学校教育内での資源配分が変化したことによるのかもしれない。また、公的教育費の外にある地域の若年者向け社会保障支出に振り替えられた可能性があることにも留意が必要である。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 学会発表

なし

3. その他

なし

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「社会保障と労働市場政策：格差社会のセイフティネットの構造」

各論

「誰がセイフティネットから漏れ落ちやすいのか—その多角的な側面に関する研究」

分担研究者 酒井正 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部

研究要旨

わが国では、失業者のうち雇用保険を受給する者の割合が低いと言われるが、受給資格があるにもかかわらず、受給していない者が多いために低いのだろうか。そのことを確かめることは、資格要件の変更によって誰が救済されるのか議論するうえでの前提となる。簡単な観察から、資格要件が果たしている役割が推察された。また、米国の雇用保険制度との比較を通して、受給要件の緩和等、制度設計がもたらす中長期的な帰結を考察した。

A. 研究目的

雇用情勢の悪化が続くなか、雇用保険の受給に必要な最低加入期間は1年から半年へと短縮された。背景には、不景気の煽りを受け易いフリーターなどの不安定就業者が（最低加入期間を満たせないために）求職者給付を受給できないことが多いという事情があった。雇用保険のみならず、短時間の非正規就業者は（主婦のパートなどを除けば）、他の社会保険（年金や医療保険）からも漏れ落ちやすいのが現状である。その意味で、わが国の社会保険制度全般において、短期の非正規就業者をどのようにカバーするかは今後の大きな課題である。

本研究は、誰が社会保険から漏れ落ちやすいのか（受給資格がないのか）、また誰が受給資格があっても受給しないのかといったことを包括的に検討することを目的とする。日本では失業者に占める雇用保険受給者の割合が低いとされるが、それは資格要件が厳しいことによるものなのか、それと

も別の理由によるのか。また、わが国における雇用保険の仕組みは他国と比べてどう異なっているのか。本研究を通して、以上のような点を探りたい。

B. 研究方法

個票データに依拠して分析を進めると同時に、実際上のサンプル数などの問題からそれ以上の接近が難しい課題については、本年度は、他国とわが国の制度を丁寧と比較・検討するなどして考察した。具体的には、米国の雇用保険制度等との比較を通して、制度がもたらす中長期的な帰結について調べ、わが国の社会保険制度への示唆を得た。

（倫理面への配慮）

本研究に、倫理面における問題は特にな

C. 研究結果

前職を辞めた失業者のうち求職者給付を受給している者は40%程度と低く、前職が非正規の場合に、特に非受給率が高くなっており、受給資格がなかったという者が多い。また、会社都合による離職の場合に限っても、前職が正規雇用だとほとんどの者が受給しているのに対して、非正規雇用であった場合は非受給者の割合が高い。非正規雇用は元々雇用保障がないうえに、離職を余儀なくされた場合にも雇用保険を頼れない現状が浮かび上がる。

米国における一部の研究は、受給要件が緩和され、短時間の労働でも受給資格が得られるようになると、中長期的には労働供給が減少する可能性を示唆している。また、米国では雇用保険料率が企業ごとの解雇実績に応じて決まる経験料率制になっているが、日本ではなっていない。この違いは、雇用保険の適用範囲が不安定な雇用形態にも拡大した場合、企業における解雇インセンティブに影響をもたらす可能性がある。

D. 考察 / E. 結論

雇用保険の機能評価という観点から重要なのは、本当に給付を必要としている者が受給できているかどうかということである。その意味で、雇用保障が薄いほどセーフティネットも脆弱であるような傾向があるならば看過しえない。だが、そもそも受給資格の無い者が多いのか、受給資格があるにもかかわらず受給していないのか識別することは、上のような問題を考えるうえで前提条件となろう。受給資格の有無によって実際の受給者比率がほとんど決まっているならば、資格要件の緩和によって救済する人数は多いと思われる。

しかし、資格要件の緩和自体が、モラル・ハザードを引き起こすことで、労働供給の減少ひいては短時間非正規雇用の増加をもたらしうる点には留意が必要である。また、日本の雇用保険が解雇実績に応じた経験料率制になっていないことも、解雇実績の高い企業における解雇コストを解雇率の低い企業の保険料によって補てんしていることにもつながりかねない。今後は、上記のような労働者・企業双方において考えられるモラル・ハザードが実際にどの程度のものか精確に見積もることが重要となろう。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得
なし
2. 学会発表
なし
3. その他
なし

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
駒村康平・山田篤裕	「雇用政策への提言」	駒村康平・菊池馨実編	『希望の社会保障改革』	旬報社	東京	2009	95-116

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
玄田有史	「格差問題に取り組むために必要なこと」	『法律時報』	80巻12号	17-22頁	2009
野口晴子	「世帯の経済資源が出産・育児期における女性の心理的健康に与える影響について：「消費生活に関するパネル調査」を用いた実証分析」	『経済研究』	59巻3号	209-227頁	2009
玄田有史	Long-term Effects of a Recession at Labor Market Entry in Japan and the United States	Journal of Human Resources	45巻1号	157-196頁	2010
野口晴子	Do Work-Life Balance Policies and Workplace Flexibility Matter? - An Empirical Analysis for Female Reinstatement Choice after the First Childbirth-	The Japanese Journal of Social Security Policy	8巻1号	1-19頁	2009
川口大司	Is Minimum Wage an Effective Anti-Poverty Policy in Japan?	Pacific Economic Review	14巻4号	532-554頁	2009
川口大司	最低賃金労働者の属性と最低賃金引き上げの雇用への影響	日本労働研究雑誌	593号	41-54頁	2009

別刷
(以下ページ数は省略)

研究成果の刊行物

- ・ 駒村康平・山田篤裕「雇用政策への提言」駒村康平・菊池馨実編『希望の社会保障改革』旬報社、東京、95-116頁
- ・ 玄田有史「格差問題に取り組むために必要なこと」『法律時報』80巻12号、17-22頁
- ・ 野口晴子「世帯の経済資源が出産・育児期における女性の心理的健康に与える影響について：「消費生活に関するパネル調査」を用いた実証分析」『経済研究』59巻3号、209-227頁
- ・ 玄田有史, “Long-term Effects of a Recession at Labor Market Entry in Japan and the United States,” *Journal of Human Resources*, 45巻1号, 157-196頁
- ・ 野口晴子, “Do Work-Life Balance Policies and Workplace Flexibility Matter? - An Empirical Analysis for Female Reinstatement Choice after the First Childbirth-,” *The Japanese Journal of Social Security Polics*, 8巻1号, 1-19頁
- ・ 川口大司, “Is Minimum Wage an Effective Anti-Poverty Policy in Japan?” *Pacific Economic Review*, 14巻4号, 532-554頁

定例研究会報告資料

- ・ 川口大司 “Stable Wage Distribution in Japan, 1982-2002: A Counter Example for SBTC?” 報告資料
- ・ 駒村康平・山田篤裕「生活扶助基準の再検討」報告資料
- ・ 近藤絢子 “Gender-specific labor market conditions and family formation.” 報告資料
- ・ 馬欣欣 「正規と非正規の就業形態およびその賃金格差の要因に関する日中比較」報告資料
- ・ 永瀬伸子・水落正明「不安定雇用からの脱出はどの程度可能なのか」報告資料
- ・ 高田しのぶ「科学研究費採択の大学間格差」報告資料
- ・ 宮里尚三「日本における Value of a Statistical Life の推計—労働者災害補償保険を例に—」報告資料
- ・ 安部由起子 “Regional patterns of employment changes in Japan: Evidence from the 1990s.” 報告資料
- ・ 金明中 「日本と韓国における医療保険制度の比較分析」報告資料
- ・ 権丈英子 “Postponement of motherhood and education in Japan.” 報告資料
- ・ 堀田聰子「訪問介護員の定着・能力開発と雇用管理」報告資料
- ・ 小川直宏「国民移転勘定からみた人的資本の変化：1984-2004年」報告資料
- ・ 赤林英夫「入学試験形態と入学後のパフォーマンス」報告資料
- ・ 百瀬優 「アメリカにおける障害年金の現状と日本への示唆」報告資料

- ・ 高橋アナマリア, "Gender Salary Differences in Economics Departments in Japan" 報告資料
- ・ 東三鈴, "Public Transfers and the Living Arrangements of the Elderly" 報告資料
- ・ 大沢真知子, 「労働力の非正規化の日韓比較」 報告資料
- ・ 酒井正, 「就業移動と社会保険の非加入行動の関係について」 報告資料
- ・ 安達貴教, "A Life-Cycle Model of Entrepreneurial Choice: Understanding Entry into and Exit from Self-Employment" 報告資料
- ・ 四方理人, 「なぜ年齢別所得格差の拡大は観察されないのか」 報告資料
- ・ 両角良子, 「養護学校高等部の卒業生の就職率」 報告資料
- ・ 江口匡太, "Employment protection legislation and incentives under wage rigidity," 報告資料
- ・ 松本章邦, 「従業員増加および減少時の調整費用の非対称性」 報告資料
- ・ 村上雅俊, 「ワーキングプアの規定と推計について」 報告資料
- ・ 三好向洋, "Labor Supply Behavior of Japanese Husbands and Wives" 報告資料
- ・ 濱秋純哉, "Does health status matter to people's retirement decision in Japan?: An evaluation of "justification hypothesis" and measurement errors in subjective health" 報告資料
- ・ 阿部彩, "The Myth of Egalitarian Society: Poverty and Social Exclusion in Japan" 報告資料
- ・ 篠崎武久, 「教育資源と学力の関係」 報告資料
- ・ 佐野晋平, 「所得と雇用の変動リスクと賃金プレミアムの実証分析」 報告資料
- ・ 浦川邦夫, 「公的医療保険制度の評価に関する要因分析」 報告資料

希望の 社会 保障 改革

駒村康平
菊池馨実
〔編〕

お年寄りに安心を
若者に仕事を
子どもに未来を

今こそ信頼できる

まっとうな

社会保障制度を!

気鋭の研究者・
実務家による
大胆な
社会保障制度の
再構築案。
「小さな政府」
路線は
国民に何を
もたらしたか。



雇用政策への提言

雇用の保障・再分配をつうじて、広く市民が社会とかわる機会を保障することが、社会の連帯を維持・再生するためには、重要である。安定した雇用こそ社会保障の基盤である。雇用をめぐる状況は、バブル崩壊後の15年間で大きく変化した。日本の雇用慣行は大きく変化し、対象となる正規雇用者は抑制され、非正規雇用者が増加するなか、その不安定な就労状況や低賃金が問題となっている。こうした問題を放置すれば、経済のグローバル化による低生産性部門あるいは非熟練労働者における継続的な賃金低下圧力、正規・非正規雇用者の賃金格差の拡大、組織化が困難な労働者の増大といった弊害が拡大していく可能性もある。

山田篤裕

(やまだ あつひろ)

慶應義塾大学経済学部准教授。1999年慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。国立社会保障・人口問題研究所、経済協力開発機構(OECD) 社会政策課エコノミスト、2005年より現職。主な著書に『高齢者就業の経済学』(共著) 日本経済新聞社、2004年。

駒村康平

(こまら こうへい)

[第4章参照]

こと、②最低所得保障の確立、といった視点から望ましい所得保障制度像について説明した。図3はそのイメージである。一番下に現役、高齢者向け共通の生活保護があり、その上の現役世代向けには、失業扶助、児童手当、障害者手当、高齢者世帯向けには最低保障年金、そして、現役、高齢者共通の住宅手当がある。そして、従前保障として、現役向けには雇用保険、高齢者向けには新型厚生年金が位置する。実際には、ここで提示した仕組みを少しずつ変えていくハリエーションはもちろん検討に値する。また、社会保障制度の中心的な役割をはたす所得保障制度であるが、単体で機能するものではなく、社会的排除の克服や労働政策との密接な連携が重要であることは強調しておきたい。

1 雇用が直面している現状について

雇用の状況

雇用者に占める非正規雇用（パート、アルバイト、派遣など）の割合はこの二〇年間（一九八七—二〇〇七年）で、男性では一割から二割へ、女性では四割から五割強まで上昇し、非正規化が進んでいる。長期的雇用慣行を反映し、非正規化はその両端で生じており、この二〇年間に若年層（三五歳未満）で一六％ポイント増え四割に達し、中高年齢層（五五歳以上）でも一六％ポイント増え五割に達した。この五年間に初職に就いた者の四割以上は非正規である。また、壮年男性（三五—五四歳）でも、非正規比率はこの一〇年間に五％ポイント上昇し、一割弱に達した（総務省『就業構造基本調査』）。

この五年間（二〇〇二—二〇〇七年）における雇用の量的変化に注目すると、正規雇用（正規の職員・従業員）は三万人減少、アルバイトも一六万人減少したのに対し、パートは一〇三万人増加、派遣社員は八九万人増加している。ただ、男女別にみればこの五年間で正規雇用は男性で六一万人減少している一方、女性は三八万人増加しており、男女が減少しつつある正規雇用のパイを奪い合う状況となっている（総務省『就業構造基本調査』）。

割が非正規化し、正規雇用女性では転職により五割以上が非正規化している。転職をうじた非正規から正規雇用への移動もあるが、正規雇用から非正規への移動が多いため、転職をうじて正規雇用は男性で三十七万人減（非正規雇用は三十七万人増）、女性で二〇万人減となっている。また一九九〇年代に入り有期雇用から正規雇用への移動はしにくくなってきており、いったん有期雇用になると、そして有期雇用での経験年数が長くなると、正規雇用への移動はより困難となる（総務省『就業構造基本調査』）。

こうした非正規のなかには、正規雇用への転職希望者も多い。一週間の所定内労働時間が正社員と同じか長い非正社員の四割が正社員への転職を希望しており、この割合は過去五年間で男女とも一〇％ポイント増大している（厚生労働省『パートタイム労働者総合実態調査』）。

女性では、就業率の低さも問題となっている。二五—五四歳における男女の学歴格差は小さく、二〇〇五年の女性の高等教育履修率は四割でOECD加盟国中でも高い（OECD平均は三割）。それにもかかわらず、日本の二五—五四歳女性の就業率は七割弱にとどまっております（OECD加盟国なかでも低く、北欧諸国と比較すれば一五％ポイントほど低い。人口減少下にもかかわらず、高い人的資本をもつ女性の活用が進んでいない（OECD「二〇〇八年版雇用アウトルック」）。また、第一子出産前後の継続就業率は低く、出産を機に有業者の七割が退職しており、この割合はこの二〇年間で変化していない。さらに再就業しても多くが非正規雇用であり、いったん出産等で職歴が途切れてしまうと二度と正規雇用に戻れないケースがほと

労働条件(賃金・労働時間)の現状

非正規化にともない、労働時間の二極化も進んでいる。この一九八八年の改正労働基準法(週四〇時間制)以降、一九九〇年代を通じて総実労働時間数は減少傾向にあった。しかし、これは短時間労働者(パート、アルバイトなど)の比率が増えたことが主因である。週六〇時間

される。

雇用関係にもとづく技能形成を阻害し、将来にわたる人的資本の深刻な劣化を招くことが懸念している。この背景には不況時の不本意就職による若年層での失業の悪循環があり、それは長期的若年層ではいったん失業率が上昇するとそれが持続するという、失業の履歴現象が指摘されて後、初めての景気後退であるという点についても注意が必要である。さらに他の年齢層と比べ、の景気後退にともない、再び深刻な失業が懸念される。また今回は、非正規化が急速に進んだ失業の最悪期を脱したとはいえ、失業率の改善傾向は二〇〇七年末以降止まっており、今回しまった失業者である(総務省『就業希望状況調査』)。

主である失業者に限れば、六割が雇用保険を受給しておらず、その半分は雇用保険を切らして割が無収入で、雇用保険(失業給付)などを受給している割合より圧倒的に多い。さらに世帯類をみると一五―二四歳の五割、二五―三四歳で六割、三五―四四歳および四五―五四歳の三

事実、雇用情勢がもっとも悪化した時期(二〇〇二年)の、失業者の一ヶ月の主な収入の種

年版雇用アトラックス)。

割合は減少しており、失業期間の長期化による生活破たんが懸念される(OECD二〇〇七年平均と比較すると低いが、同時期にOECD諸国では失業期間が一年を超える長期失業者の全失業者の三割強となり、その比率は一九九四年と比較して二倍となった。この比率はEU諸国に、失業期間が長期化しており、失業期間が一年を超える失業者は、二〇〇六年時点に年から二〇〇五年までの七年間に一〇%前後で推移した(総務省『労働力調査』)。

る。男性二〇歳代では、同期間に失業率は三倍になり、男性二〇―二四歳で失業率は一九九九の失業率の二倍である。しかし年齢階級別にみると、最も失業率が高くなったのは若年層である。失業率は二〇〇三年四月に過去最高の五・五%を記録した。これは二〇年前(一九八三年)

失業の状況

ほかの先進諸国と比較し、二五―五四歳女性は就業率自体低くなっている。

をともなう男性の非正規化とは異なる側面もある。しかし、女性の高学歴化にもかかわらず、女性の非正規化は、正規雇用の量的拡大をともなう非正規化で、正規雇用の量的減少のように、若年層を中心とした非正規化、不可逆な非正規化、望まぬ非正規化は急拡大し

向基本調査、総務省『就業構造基本調査』)。

などである(厚生労働省『21世紀出生児縦断調査』、国立社会保障・人口問題研究所『出生動

今後の展望

経済のグローバル化は、相対的に人件費が安い発展途上国の市場経済への統合を意味する。この結果、高度な人的資本・技術を必要としない低生産性部門あるいは低熟練労働者は、とくに激しい賃金低下圧力にさらされる。こうした経済のグローバル化がもたらした課題にたいし、人口減少社会に直面する日本における解決策は明らかである。創造的破壊をつうじ、低生産性部門から高生産性部門へと労働力を移動させ、経済全体の生産性を高め、経済成長や賃金上昇を促進することである。

非正規の拡大は、安易な低賃金・低生産性労働の活用につながり、ひいては労働力の産業間配置機能の後退につながった可能性がある。たしかにこの半世紀を振り返ると産業構造の変化は、日本全体の生産性を長期的に高めてきた。しかし、二〇〇〇年代に入り、高生産性部門での雇用は縮小に転じ、雇用拡大は低生産性部門に集中し、経済全体の生産性向上を阻害している（厚生労働省『平成二〇年版労働経済白書』）。

日本の産業別の就業者構成をみると、製造業の就業者比率は一九五〇年の一六%から七〇年には二六%を記録し、二〇〇〇年に一九%となっている。一方、サービス業の就業者比率は五

味する。労働経済白書』。こうした傾向は労働者が経済成長の恩恵を十分に受けられていないことを意

味する。

たかを表わす「労働分配率」も近年低下している。この要因は、景気拡大による部分もあるが、ない。製品やサービスなどで生み出された国民所得のうち、雇用者報酬にどれだけ支払われ

また、二〇〇〇年代以降、労働生産性が上昇しているにもかかわらず、実質賃金は上昇して

ECD「二〇〇六年版賃金・課税インデキータ」。

日本においてパート労働者とフルタイム労働者間の賃金格差はとりわけ大きくなっている（

のおよそ五割にとどまっている。ヨーロッパの主要国では、この比率は八割から九割であり、

二〇〇三年時点で、パート労働者の時間当たり賃金は、フルタイム労働者の時給換算の賃金

ていない（厚生労働省『平成一七年度労働時間等総合実態調査』）。

こうした三六協定を結んでいる事業場は四割程度にとどまり、事業場規模が小さいほど結ばれ

労働・休日労働に関する協定（三六協定）とし、労働基準監督署に提出しなければならぬ。

働）をさせる場合、従業員数の過半数代表者または労働組合の同意を得て、その内容を「時間外

法定労働時間（一般的に一日八時間、週四〇時間）を超え、従業員に残業（時間外・休日労働）

イギリスを上回っている（厚生労働省『平成一九年版労働経済白書』）。

比較すると、フランスやドイツより年間総実労働時間は四〇〇時間以上多く、またアメリカ、

条件も劣化したところある（総務省『労働力調査』）。産業・職種をそろえ、製造業・生産労働者で

以上働く三〇歳代男性は二〇%台で高止まりし、かつ近年は漸増傾向にあり、正規雇用の労働